

## 社会福祉法人高取町社会福祉協議会

### 役員及び評議員の報酬に関する規程

#### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高取町社会福祉協議会(以下「社協」という。)の定款に基づき、理事、監事及び評議員(以下「役員等」という。)に支給する報酬の基準等について、必要な事項を定めるものとする。

#### (報酬)

第2条 理事長の受ける報酬は、評議員会において決定とし、月額として別表1に基づき支給する。

2 理事及び監事の報酬は月額とし、理事会への出席等社協業務に従事する都度、別表1に基づき支給する。

3 評議員の報酬は月額とし、評議員会へ出席する都度、別表2に基づき支給する。

4 前二項の規定にかかわらず、国及び地方公共団体の職を兼ねている役員等については、報酬を支給しないものとする。

#### (費用の弁償)

第3条 役員等が、その職務のために高取町外に出張したときは、旅費等を支給するものとし、その算定方法は職員出張旅費規程の例による。

#### (報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

#### (情報の公表)

第5条 社協は、この規程をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

#### (適用除外)

第6条 この規程は、社協が定める職員就業規則、嘱託職員取扱要綱又は非常勤ヘルパーの雇用等に関する就業規則に基づき雇用関係にある者については適用しない。

#### (改廃)

第7条 この規程の改廃等は、評議員会の決議により行うものとする。

(委任)

第8条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

1 この規程は、平成29年6月13日に制定し、同年4月1日から施行する。

2 この規程は、令和5年3月 日に改正し、同年4月1日から施行する。

別表1 理事及び監事の報酬

役 職	報酬日額 (1人当たり)	月額報酬
理事長		20,000 円
理 事	2,000 円	
監 事	2,000 円	

別表2 評議員の報酬

役 職	報酬日額 (1人当たり)
評議員	2,000 円